

# 早く正確に繭の品質を定める

## 県政第一線

### 岩手県繭検定所



県内の各地域から抽出された検定用の繭が到着。受け付けがすむと乾燥（95℃くらいで6時間）へまわされる。

「繭ハ命令ノ定ムル所ニ依リ都道府県ノ行フ検定ニ依ル品位ニ依ルニ非ザレバ其ノ売買取引ヲ為スコトヲ得ズ」：（蚕糸業法第十五条）。

この役割をしているのが岩手県繭検定所。昭和八年十月、盛岡市仙北町に設立された。職員は千葉所長以下三十四人。繭を除く農産物の価格は、おおむね外観と需要・供給の関係で決まる。

ところが、繭は蚕の品種や飼育条件によってその内容に大きな差があるので、外観や重さではその価値を正確に判断できない。このため、公正、中立の立場にある公の機関の検定が必要となるわけだ。

例えば、A地区の売ろうとする繭の量が四千錠あった場合、県が委嘱した抽出員は検定用の繭四錠をとり、これを封印して検定所へ送る。

検定所では、この繭の①生糸量歩合②繭から繰りとられる生糸の重量割合③選除繭歩合④不良繭の混入割合⑤繭糸長⑥

一粒の繭からとれる生糸の長さ④解じょ率⑤生糸のほぐれる良否をあらわす割合⑥などを検定し、繭の等級①繭格を決定。生産者と製糸メーカーとですでに決定された一定基準（掛目）と繭格によりA地区の繭代金が精算されることになる。

昨年の本県における繭生産量は千八百十三ト。検定件数は八百六十五件にも及んだ。

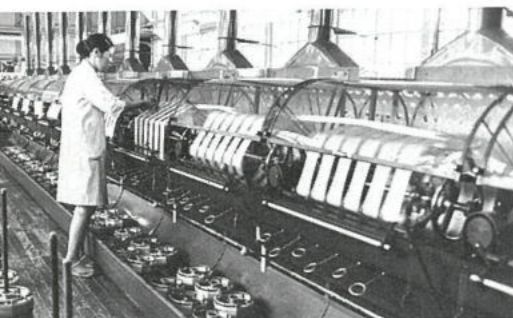
全国で検定施設を持つているところは三十二都府県。東北地方では、青森、秋田両県にこの検定施設がないため、本県では青森県の方まで検定を行っている。だから、六月から十一月月上旬まではネコの手も借りたほど忙しい。

「蚕糸農家のみなさんの汗の結晶を正確に検定するため、シーズンオフにも研修して検定技術の保持に努めています」と下河原業務課長。

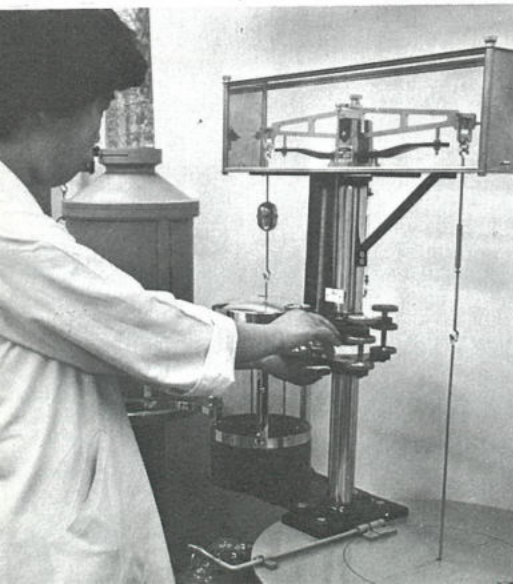
三十五人の職員は、ここ当分、忙しい毎日を送ることになる。



熱湯で約11分煮た繭の繭糸長（1粒の繭の平均 900～1500m）解じょ率などを調べる自動繰糸機。32台の機械がフル回転している。



繰糸の次は、規格にあったカセに仕上げる「揚げ返し」を行う。



生糸の正しい重さを検査する正量検査機。一粒の繭から百八十五％程度の生糸ができる。



乾燥が終わると選繭。抽出された繭の中にどのくらいの玉まゆ（二つの繭を二匹の蚕がつくったもの）汚れた繭、薄い皮の繭などが入っているかを一粒ずつ調べる。